

開発行為事前協議申出書

令和 年 月 日

川崎町長 殿

事業者 住 所
氏名又は名称 ⑩
電 話 _____ () _____

川崎町開発指導要綱第6の規定により、川崎町内において次のとおり開発行為を行うことについて協議します。

開発行為内容	1 行為の目的					
	2 事業の主な内容					
	3 土地の所在及び面積					
	土地の所在	台帳地目	台帳面積 m ²	実測面積 m ²	所有者	摘要
	計 筆		m ²	m ²		
	4 工事期間(着工予定) 令和 年 月 日 (完成予定) 令和 年 月 日					
	5 備 考					

- (1) 添付書類
- ① 計画図
 - ② 位置図（1万分の1～2万5千分の1）
 - ③ 現況図
 - ④ 造成計画平面図及び断面図
 - ⑤ 土地利用計画図
 - ⑥ 実測図
 - ⑦ 給排水施設計画平面図
 - ⑧ 公共施設構造図
 - ⑨ 現況写真
 - ⑩ 公益施設用地実測図
 - ⑪ 公図
 - ⑫ 登記簿謄本
 - ⑬ 申出者が法人の場合定款
その他必要な図書
(開発事業の区分により必要でないものを除く。)

提出部数は、宅地開発事業の場合 正本1部、写10部
宅地開発事業以外の場合 正本1部、写 7部

- (2) 備考欄には、法令等の規定により当該行為が関係行政庁の許可、認可、その他の届出を必要とするときは、その旨を記入すること。

設 計 説 明 書

1	名 称				
2	目 的				
3	設計の方針				
4	事業主	住所	氏名	TEL	
5	設計者	住所	氏名	TEL	
6	工事施行業者	住所	氏名	TEL	
7 土 地 施 設 計 画	区 分	申請計画	施行済	計	摘要
	① 計画人口	人	人	人	
	② 分譲面積	m ²	m ²	m ²	
	③ ネット率	%	%	%	
	④ 区 画	区画	区画	区画	
	⑤ 戸 数	戸	戸	戸	
	⑥ 平均区画面積	m ²	m ²	m ²	
	⑦ 緑 地	区画	区画	区画	
		m ²	m ²	m ²	
	⑧ 公園緑地	区画	区画	区画	
		m ²	m ²	m ²	
⑨ 道 路	L= m	L= m	L= m		
	A= m ²	A= m ²	A= m ²		
⑩ し尿処理	人	人	人	共同・各戸	
⑪ 排水処理施設					

8 構 造 物 施 設 計 画	区 分		申請計画	施行済	計	摘要
	① 計画人口		人	人	人	
	② 構 造		造	造	造	
			棟	棟	棟	
			地上 階	地上 階	地上 階	
			地下 階	地下 階	地下 階	
			最高 m	最高 m	最高 m	
	③ 建築面積		m ²	m ²	m ²	
	④ 延床面積		m ²	m ²	m ²	
	⑤ 室数	分譲客用	室	室	室	
		管理人	室	室	室	
	⑥ 建ぺい率		規制	%	%	%
			計画	%	%	%
	⑦ 容 積		規制	%	%	%
			計画	%	%	%
⑧ し尿処理		人	人	人	共同・各戸	
⑨ 排水流末処理						
9 既 存 の 公 共 施 及 び 地 域 関 係	① 接続する道路 ・幅員 ・整備状況 (舗装・砂利道)					
	② 上 水 道		町営給水	私設給水 (日量 t)		
	③ 下水道計画区域					
	④ 都市計画地域					
	⑤ 国定公園地域					
	⑥ 県立公園地域					
	⑦ 農用地区域					
	⑧ 地域森林計画区域					
	⑨ 防火地域					
10 連 絡 責 任 者	区 分	名称	氏名	電話番号	事業所所在地	
	事業者					
	設計・工事 その他					
摘要						

利 害 関 係 者 説 明 報 告 書

「川崎町開発指導要綱」第9条に基づき、利害関係者の説明を行いましたので次のとおり報告します。

1. 開発行為の名称		
2. 開発区域に含まれる地域の名称		
3. 開発区域の面積		
4. 予定建築物の用途		
5. 近隣説明の経過	説明日・方法	
	説明者	
	説明相手	
	説明内容	
6. 行政区長からの意見・要望等		

※ 経過書は、説明に用いた図面名等を記入し交渉経過における質疑、対策等の概略並びに異議があった場合の内容を記入すること。

令和 年 月 日

以上について説明を受けました。

行政区長

住 所 _____

氏 名 _____

工事着手（完了・中止・再開）届

令和 年 月 日	
川 崎 町 長 殿	
事業 者	住 所 氏名又は名称 電 話 番 号 ㊟
工事施工者	住 所 氏名又は名称 電 話 番 号 ㊟
川崎町開発指導要綱に基づき、工事の（着手・完了・中止・再開）について届け出ます。	
承認年月日	令和 年 月 日 地企第 号
直近の変更承認年月日	令和 年 月 日 地企第 号
事業の種別・名称	面積 m ²
施行場所	
工事の（着手・完了・中止・再開）年月日	
工事 施行者	住 所
	氏名又は名称
	連絡場所 (TEL)
現場 管理者	住 所
	氏名又は名称
	連絡場所 (TEL)

(注) 添付書類

- 1 着手届 ①工事に関する工程表（防災工事と平行する場合は、防災工事に関する工程表を含む）
②法令に基づく許認可等の写し ③計画平面図
- 2 完了届 ①計画平面図 ②法令に基づく完了検査済み証の写し
- 3 中止届 ①中止理由書（再開発予定年月日を明記のこと）
②計画平面図及び防災施設構造図
③位置図
④中止しようとする時点における土地の現況図及び現況写真
- 4 再開届 ①工事に関する工程表
②法令に基づく許認可等の写し
③計画平面図 ④位置図

工 事 保 証 人 届

令和 年 月 日	
川 崎 町 長 殿	
事業者 住 所	
氏名又は名称 ④	
電 話 番 号	
川崎町開発指導要綱に基づき工事完成保証人を届出ます。 記	
工 事 保 証 人	住 所
	氏名又は名称
	連 絡 場 所
	備 考

（注）川崎町建設工事執行規則第4条に定める資格要件を備えた者の証明書添付のこと。

様式第5号の付表

令和 年 月 日

川 崎 町 長 殿

事業者 住 所

氏名又は名称

電 話 番 号

事 業 名	
-------	--

承 認 年 月 日	令和 年 月 日 川企第 号
-----------	----------------

—下記のものが川崎町開発指導要綱第16に定める工事完成保証人として川崎町建設工事執行規則第4条に定める資格要件を備えたものであることを証明願います。

記

住 所	
氏 名 又 は 名 称	

確認者印	㊞
------	---

地 位 承 継 承 認 申 請 書

令和 年 月 日

川 崎 町 長 殿

事業者（地位を譲り受けようとする者）

住 所

氏名又は名称

㊞

電 話 番 号

事業者（地位を譲り渡そうとする者）

住 所

氏名又は名称

㊞

電 話 番 号

川崎町開発指導要綱に基づき、地位承継の申請をします。

承 認 年 月 日	令和 年 月 日	地企第	号
事業の種別・名称		面積	m ²
施 行 場 所			
申 請 の 理 由			
債 権 ・ 債 務 の 承 継 内 容			
譲 受 人 の 資 本 金			

(注) 譲受人の添付書類

- 1 川崎町長との協定書
- 2 定款及び商業登記簿謄本
- 3 経歴書又は経営報告書
- 4 当該事業の資金計画書及び管理計画書
- 5 工事保証人届
- 6 承認通知書の写
- 7 町税の納税証明書

様式第7号（第20 権利義務の承継関係）

地 位 承 継 届

令和 年 月 日

川 崎 町 長 殿

事業者 住 所
氏名又は名称
電 話 番 号

印

川崎町開発指導要綱に基づき事業者の地位を承継したいので届け出ます。

承 認 年 月 日	令和 年 月 日	地企第 号
事業の種別・名称	面積	m ²
施 行 場 所		
旧 事 業 者 の 住 所		
同上氏名又は名称		
承 継 の 理 由		

(注) 承継人の添付書類

- 1 川崎町長との協定書
- 2 住民票又は商業登記簿謄本
- 3 承認通知書の写

変 更 承 認 申 請 書

	令和 年 月 日
川 崎 町 長 殿	
事 業 者 住 所 氏名又は名称 電 話 番 号	⑩
工 事 施 工 者 住 所 氏名又は名称 電 話 番 号	⑩
川崎町開発指導要綱に基づき、変更の承認を申請します。	
承認年月日	令和 年 月 日 地企第 号
直近の変更承認年月日	令和 年 月 日 地企第 号
事業の名称・種別	面積 m ²
施行場所	
申請の理由	
変更の理由	
工事の設計	別紙のとおり

(注) 変更に係る部分の平面図、構造図及び変更対照表を添付すること。
 (図面は新旧の計画を色分けすること。)

承認計画と変更計画との対照表

土地 施設 計画	区分		申請計画	施行済	計	摘要
	1	計画人口	人	人	人	
	2	分譲面積	m ²	m ²	m ²	
	3	ネット率	%	%	%	
	4	区画	区画	区画	区画	
	5	戸数	戸	戸	戸	
	6	平均区画面積	m ²	m ²	m ²	
	7	緑地	区画	区画	区画	
			m ²	m ²	m ²	
	8	公園緑地	区画	区画	区画	
			m ²	m ²	m ²	
	9	道路	L= m	L= m	L= m	
A= m ²			A= m ²	A= m ²		
10	し尿処理	人	人	人	共同・各戸	
11	排水処理施設					

構造 物 施設 計画	1	計画人口	人	人	人		
	2	構造	造	造	造		
			棟	棟	棟		
			地上階	地上階	地上階		
			地下階	地下階	地下階		
			最高 m	最高 m	最高 m		
	3	建築面積	m ²	m ²	m ²		
	4	延床面積	m ²	m ²	m ²		
	5	室数	分譲客用	室	室	室	
			管理人	室	室	室	
	6	建ぺい率	規制	%	%	%	
			計画	%	%	%	
7	容積率	規制	%	%	%		
		計画	%	%	%		
8	し尿処理	規制	人	人	人	共同・各戸	
9	排水流末	計画					

様式第9号（第22開発行為の廃止関係）

開 発 行 為 廃 止 届

令和 年 月 日	
川 崎 町 長 殿	
事業者 住 所 氏名又は名称 電 話 番 号	
⑩	
川崎町開発指導要綱に基づき、事業を廃止したいので届け出ます。	
承認年月日	令和 年 月 日 地企第 号
直近の変更承認年月日	令和 年 月 日 地企第 号
事業の種類別	
事業廃止予定年月日	
事業を廃止する区域の面積	
廃止の理由	
廃止に伴う今後の措置	

(注) 添付書類

- 1 事業の廃止に係る既着手区域を明示した図書
- 2 廃止しようとする時点における土地の現況図及び現況写真
- 3 事業の廃止に伴う防災工事計画書
- 4 位置図

名 称 変 更 届

令和 年 月 日

川 崎 町 長 殿

事業者 住 所
氏名又は名所
電 話 番 号

印

川崎町開発指導要綱に基づき、 — { 氏 名
名 称
住 所 } を変更しましたので届け出ます。

承認年月日	令和 年 月 日	地企第	号
事業の種類		面積	m ²
施行場所		面積	m ²
変更した内容	旧		
	新		

浄化槽設置（変更）事前協議書

令和 年 月 日			
川 崎 町 長 殿			
事業者		住 所 氏名又は名称 電 話 番 号	
⑩			
浄化槽を設置したいので、事前協議します。			
設 置 場 所			
建 築 物 の 名 称		処 理 法 式	
処 理 対 象 人 員		日平均汚水料	
放 流 先 名			
放 流 方 法	自然流下・ポンプ排水・その他 ()		
汚 泥 等 の 発 生 量	‰/年	清 掃 回 数	回/年
汚 泥 等 の 処 分 方 法	許可業者に委託・その他 ()		

浄化槽設置（変更）事前協議書

町衛第 令和 年 月 日		
殿		
川 崎 町 長		⑩
令和 年 月 日付け協議のあった浄化槽の設置（変更）については、次のとおりです。		
設 置 に つ い て	適・否	否の場合の理由
放 流 先 に つ い て	適・否	否の場合の理由
汚 泥 等 の 処 分 方 法 に つ い て	適・否	否の場合の理由

標 識 設 置 報 告 書

令和 年 月 日

川 崎 町 長 殿

事業者 住 所
氏名又は名称
電 話 番 号

印

次のとおり事業予定地に標識を設置したので報告します。

敷地図（標識設置場所を明示すること。）

(注) 標識設置の状況写真及び標識の内容がわかるクローズアップの写真を各一葉ずつ裏面に添付し同時に提出すること。

別表

設 置 基 準

施設名	上水道	根拠法令等	水道法	事業主体	川崎町
所管課名	宮城県	環境衛生課	川崎町	建設水道課	
施設の概要及び目的	導水管及びその他の工作物により、人の飲用に適する水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与することを目的とする。 給水人口が5,000人をこえるものをいう。				
設置基準	1. 取水施設は、できるだけ良質の原水を必要量とり入れることができるものであること。 2. 貯水施設は、渇水時においても必要量の原水を供給するのに必要な貯水能力を有するものであること。 3. 導水施設は、必要量の原水を送るのに必要なポンプ、導水管、その他の設備を有すること。 4. 浄水施設は、原水の質及び量に応じて水質基準に適合するのに必要量の浄水を得るのに必要な沈殿池、ろ過池、その他の設備を有し、かつ消毒設備を備えていること。 5. 送水施設は、必要量の浄水を送るのに必要なポンプ、送水管、その他の設備を有すること。 6. 排水施設は、必要量の浄水を一定の圧力で連続して供給するのに必要な排水池、ポンプ、配水管その他の設備を有すること。 7. 水道施設の位置及び配列を定めるにあたっては、その布設及び維持管理ができるだけ経済的で、かつ容易になるようにするとともに、給水の確実性を考慮しなければならない。 8. 水道施設の構造及び材質は、水圧、土圧、地震力その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ水が汚染され、又漏水する恐れがないものであること。 9. 汚水処理施設は「浄水場排水処理施設の手引き」を参考にして実験を行い十分検討のうえ設備を決定すること。 10. その他、水道施設に関して必要な技術的基準は厚生省令で定める				

施設名	一般簡易水道	根拠法令等	水道法	事業主体	川崎町
所管課名	宮城県	環境衛生課	川崎町	建設水道課	
施設の概要及び目的	導水管その他の工作物により人の飲用に適する水の供給を図り公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的とする。 「簡易水道」とは101人～5,000人以下の給水人口とする水道をいい、「広域簡易水道」とは簡易水道を布設しうる条件を備えたいくつかの地域の相互間の距離が500m以上の連絡管で連絡した500人を超える給水人口を有する単一の水道をいう。				
設置基準	上水道と同じ				

施設名	飲料水供給施設	根拠法令等	水道法	事業主体	川崎町
所管課名	宮城県	環境衛生課	川崎町	建設水道課	
施設の概要及び目的	人口50人以上100人以下を給水人口として飲用に供する施設				
設置基準	上水道と同じ				

施設名	ごみ処理施設	根拠法令等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	
事業主体	川崎町			
所管課名	宮城県	廃棄物対策課	川崎町	町民生活課
施設の概要及び目的	ごみなどの廃棄物を衛生的に処理し、生活環境を清潔にすることにより公衆衛生の向上を図ることを目的とする。			
設置基準	<p>一般事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 建設用地の確保並びに施設設置にかかる紛争のない等条件の完備したもの。 2. 広域的に処理すること。 3. 計画規模は過去5年間の人口、排出量の実績を基礎として、原則として将来5年後における処理量を推計して定めること。 <p>施設基準</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ごみの1人1日計画収集量の算定目安1人1日1,200g 2. 粗大ごみ、1人1日収集量の約5%を目安とすること。粗大ごみのうち可燃性粗大ごみは50~60%を目安とすること。 3. 処理法式（連続燃焼式焼却炉・高速堆肥処理施設） 4. 粗大ごみ処理施設（破碎設備・圧縮設備及び併用設備） 			

施設名	し尿処理施設	根拠法令等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	
事業主体	川崎町			
所管課名	宮城県	廃棄物対策課	川崎町	町民生活課
施設の概要及び目的	し尿を衛生的に処理し、生活環境を清潔にすることにより、公衆衛生の向上を図ることを目的とする。			
設置基準	<p>一般的事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 建設用地の確保並びに施設設置にかかる紛争のない等、条件完備したもの。 2. 広域的に処理すること。 3. 計画規模は過去5年間の人口、排出量の実績を基礎として原則として将来5年後における処理量を推計として定めること。 <p>施設基準</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 1人1日当たり排出量を1.2ℓを標準として算定すること 2. 処理法式には消化処理・化学処理・酸化処理及び湿式酸化処理の方式がある。消化処理の場合の基準はおおむね次のとおり。 <ol style="list-style-type: none"> ①加湿式消化処理（投入設備・貯留槽・消化槽・ガス補集設備） <ol style="list-style-type: none"> (ア) 作業室内の空気中の硫化水素が10PPM以下となる構造とすること。 (イ) 消化温度は30~37℃、消化日数は30日を標準とすること。 ②酸化処理 <ol style="list-style-type: none"> (ア) 貯留槽の容量は計画投入量の1.5日分以上とすること。 (イ) 爆気槽におけるBOD負荷は0.6kg/ℓ/d以下となるようにし、送気量は平均汚水量1ℓに対し30%とすること。 			

施設名	保育所	根拠法令等	児童福祉法												
事業主体	川崎町														
所管課名	宮城県	母子福祉課	川崎町 保健福祉課												
施設の概要及び目的	一日保護者の委託を受けて保育に欠ける乳児又は幼児を保育することを目的とする。														
設置基準	<p>設置位置</p> <p>1. 既設の保育所がその周囲おおむね2kmの地域内にないこと。ただし、要措置児童の分布状況、地理的条件等により特別の事情がある場合はこの限りでない。</p> <p>2. 定員 60人以上を原則とする。</p> <p>3. 設備の基準（児童福祉施設最低基準第50条）</p> <table border="0"> <tr> <td>乳児室</td> <td>1人につき</td> <td>1.65㎡以上</td> </tr> <tr> <td>ほふく室</td> <td>〃</td> <td>3.30㎡以上</td> </tr> <tr> <td>保育室・屋内遊戯室</td> <td>〃</td> <td>1.98㎡以上</td> </tr> <tr> <td>屋外遊戯場</td> <td>〃</td> <td>3.30㎡以上</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">（満2歳以下を除く）</p> <p>便所 男子20人につき大便所、小便所各1以上 女子 〃 大便所1以上</p> <p>医務室、調理室を設置すること。</p>			乳児室	1人につき	1.65㎡以上	ほふく室	〃	3.30㎡以上	保育室・屋内遊戯室	〃	1.98㎡以上	屋外遊戯場	〃	3.30㎡以上
乳児室	1人につき	1.65㎡以上													
ほふく室	〃	3.30㎡以上													
保育室・屋内遊戯室	〃	1.98㎡以上													
屋外遊戯場	〃	3.30㎡以上													

施設名	児童館	根拠法令等	児童福祉法
事業主体	川崎町		
所管課名	宮城県	母子福祉課	川崎町 保健福祉課
施設の概要及び目的	<p>1. 健全な遊びを通して児童の集団的及び個別的指導を行なうこと。</p> <p>2. 子供クラブ、母親クラブ等の地域組織活動の育成、助長をはかること。</p> <p>3. その他、地域の児童の健全育成に必要な活動を行うことを目的とする施設である。</p>		
設置基準	<p>1. 設置</p> <p>①市町村に設置するものであること。</p> <p>②設置主体は、市町村であること。</p> <p>③経営主体は、市町村であること。</p> <p>（ただし、社会福祉法人たる市町村社会福祉協議会又はそれに準ずる社会福祉法人に委託することができる。）</p> <p>2. 設備及び運営</p> <p>①屋外には、広場、遊具、便所、を設けること。</p> <p>②建物には、集会室、遊戯室、図書室、便所、その他事務執行に必要な設備を設けること。</p>		

施設名	児童遊園	根拠法令等	児童遊園県要綱
事業主体	川崎町		
所管課名	宮城県	母子福祉課	川崎町 保健福祉課
施設の概要及び目的	児童に健全な遊び場を与えて、その健康を増進し、情操を豊かにする。		
設置基準	<p>児童遊園</p> <p>①交通頻繁な道路に接する場合は、安全確保の措置をすること。</p> <p>②面積は500㎡以上の広さを有すること。</p> <p>③児童遊園には、広場、ブランコ、すべり台、砂場、ベンチ、低鉄棒、シーソー、ジャングルジム、メリーゴーランド等の遊具、便所、飲料水設備及び柵を設けるもののほか、必要に応じ植栽、照明設備等を設けること。</p>		

施設名	公立幼稚園	根拠法令等	効率学校建物の校舎等基準	事業主体	川崎町
所管課名	宮城県	教育庁財務課	川崎町	教育委員会	
施設の概要及び目的	公立幼稚園の施設の整備に要する経費について、国がその一部を補助することによって公立幼稚園の設置の促進及び施設の整備の促進をはかることを目的とする。				
設置基準	園舎（屋内運動場を含む）1人当り基準面積				
	学級数	面積の計算方法			
	1学級及び2学級	307+209（N-1）			
	3学級から5学級まで	725+161（N-3）			
	6学級から8学級まで	1.208+168（N-6）			
	9学級以上	1.713+161（N-9）			
（注）	Nは学級数 この基準は温暖地の場合であり、当該学校の所在地の積雪寒冷度に応じて補正を行う。 （必要施設）①職員室 ②保育室 ③遊戯室 ④保健室 ⑤便所⑥飲料水用設備・手洗用設備・足洗用設備 （必要用具等）①机、腰掛け、黒板 ②すべり台、ブランコ、砂遊場③積み木、玩具、紙芝居用具、絵本その他の図書④ピアノ又はオルガン、簡易楽器、蓄音機及びレコード⑤保健衛生用具、飼育栽培用具、絵画製作用具				

施設名	公立小学校	根拠法令等	公立学校建物の校舎等基準表		
事業主体	川崎町				
所管課名	宮城県	教育庁財務課	川崎町	教育委員会	
施設の概要及び目的	学校教育法に定める小学校のうち市町村に設置を義務づけられている「公立小学校」について、その配置の適正化を図ろうとするものである。				
設置基準	1. 学級数に応ずる校舎必要面積				
	区分	学級数(特殊学級を除く)	面積の計算方法		
	小学校	1 ~ 2		769+279（N-1）	
		3 ~ 5		1.326+381(学級数-1)	
		6 ~ 11		2.468+236(学級数-6)	
12 ~ 17			3.881+187(学級数-12)		
	18 学級以上		5.000+173(学級数-18)		
（注）	①N 学級数（特殊学級を除く） ②特殊学級を置く学校の必要面積は、上表によって計算された必要面積に特殊学級1学級につき168㎡を加えた面積とする ③多目的教室を設ける学校の必要面積は、学級数（特殊学級を含む）に応ずる必要面積に1.108を乗じて得た面積とする。 ④上記の基準は、温暖地の学校の場合であって、当該学校の所在地の積雪寒零度に応じて補正を行う。				

設置基準	(学級編成の標準)	
	区 分	児 童 数
	同学年の児童で編成する学級 二の学年の児童で編成する学級 (第1学年の児童を含む学級にあつては) 学校教育法第75条に規定する特殊学級	40人 16人 (8人) 8人

施設名	公立中学校	根拠法令等	公立学校たてものの校舎等基準
事業主体	川崎町		
所管課名	宮城県	教育庁財務課	川崎町 教育委員会
施設の概要及び目的	学校教育法に定める中学校のうち市町村に設置を義務づけられている「公立中学校」について、その配置の適正化を図ろうとするものである。		
設置基準	1. 学級数に応ずる校舎必要面積		
	区 分	学級数(特殊学級を除く)	面積の計算方法
	中 学 校	1 ~ 2	848+651(学級数-1)
3 ~ 5		2. 150+344(学級数-3)	
6 ~ 11		3. 181+324(学級数-6)	
12 ~ 17		5. 129+160(学級数-12)	
18 学級以上		6. 088+217(学級数-18)	
(注) ①N 学級数(特殊学級を除く) ②特殊学級を置く学校の必要面積は、上表によって計算された必要面積に特殊学級1学級につき168㎡を加えた面積とする ③多目的教室を設ける学校の必要面積は、学級数(特殊学級を含む)に応ずる必要面積に1.085を乗じて得た面積とする。			

上記の基準は、温暖地の場合であつて、当該学校の所在地の積雪寒冷度に 応じて補正を行う。

設置基準	(学級編成の標準)	
	区 分	児童数
	同学年の児童で編成する学級 二の学年の生徒で編成する学級 学校教育法第75条の規定の特殊学級	40人 8人 8人

(別紙)

事前申請計画書作成要領

I 提出書類

1. 開発行為事前協議申出書（様式第1号・様式第2号）

2. 事業計画書

(1) 事業計画概要

①事業名称 ②事業者 ③事業内容 ④開発の必要性 ⑤開発区域の用途面積 ⑥開発区域内の自然的、社会的環境 ⑦既設又は計画されている公共事業との関連 ⑧当事業の必要性 ⑨川崎町への貢献度 ⑩既定計画又は将来計画との関連又は、既実施事業（川崎町内）の効果（宅地、別荘、マンション等分譲の場合は、販売状況、建築状況を明記） ⑪完成後の管理運営、収支見込 ⑫建設事業費概算 ⑬利害関係者との協議解決の計画概要 ⑭補償等の計画

(2) 計画地概要

①開発位置 ②開発区域の用途面積 ③土地所有者区分（個人、法人、共有、公有等） ④土地の権利、取得の状況（売買、賃貸） ⑤法令等による指定地域の有無 ⑥交通路状況

(3) 道路計画概要

(4) 給排水計画概要

(5) ごみ処理計画概要

(6) 防災計画概要

(7) 塵芥処理計画概要

(8) 公園、緑地、広場計画概要

(9) 緑化、修景計画概要

(10) 駐車場計画概要

3. 添付書類

(1) 位置図

(2) 案内図

(3) 公図写

(4) 実測図

(5) 現況写真

(6) 計画平面図、計画横断図、計画縦断図、計画断面図

(7) 計画構造図、公共施設構造図

(8) 給排水計画施設平面図

(9) 公益施設用地実測図

(10) 登記簿謄本

(11) 会社経歴書、定款、役員名

(12) 川崎町内に所有（又は経営）する土地、施設の状況表

(13) 土地所有者の承諾書

II 提出部数 正本 1部 写し 7部（添付図面はA3版縮小可）

Ⅱ 事 業 計 画 書

1 事業計画概要

- (1) 事業名称 開発事業
- (2) 事業者
- (3) 事業内容
- (4) 開発区域内の自然的（樹木、樹齢、標高、勾配等の地形）社会的環境について（付近の公共施設区域内の民家等の状況）
- (5) 既設又は計画されている公共事業との関連について
- (6) 当事業の必要性
- (7) 川崎町への貢献度
- (8) 既定計画又は将来計画との関連又は既設事業（川崎町内）の効果（宅地、別荘、マンション等分譲の場合は販売状況、建築状況を明記）
- (9) 完成後の管理運営、収支見込
- (10) 建設事業費概算
- (11) 利害関係者との協議解決の計画概要
- (12) 補償等の計画

2 計画地概要

- (1) 開発位置 宮城県柴田郡川崎町 番地外 筆
- (2) 開発区域の用途面積

地 目	面 積 (㎡)	比 率 (%)
計		100%

(3) 土地所有区分（個人、法人、共有、公有等）

所在地	地目	面積	権利の種類 取得の状況	所有者名
川崎町				
計				

(4) 土地の権利、取得の状況（売買、賃貸）

(5) 法令等による指定地域の有無

法的規制

項	法令等	適用の有無	内容
①	自然環境保全法	有・無	
②	自然公園法	有・無	
③	県立自然公園条例	有・無	
④	鳥獣保護に関する法律	有・無	
⑤	森林法	有・無	法第 10 条の 2 基づく林地開発許可
⑥	河川法	有・無	
⑦	砂防法	有・無	
⑧	地すべり等防止法	有・無	
⑨	急傾斜地崩壊の災害防止	有・無	
⑩	農地法	有・無	法第 5 条に基づく転用許可
⑪	農業振興地域	有・無	法第 15 条 1 に基づく許可
⑫	道路法	有・無	法第 24 条に基づく許可
⑬	文化財保護法	有・無	法第 57 条に基づく許可
⑭	都市計画法	有・無	
⑮	建築基準法	有・無	法第 6 条の 1 に基づく確認
⑯	国有財産法	有・無	行政財産の用途廃止
⑰	土地改良財産	有・無	
⑱	廃棄物の処理及び清掃	有・無	
⑲	土採取条例	有・無	
⑳	風致地区条例	有・無	
○	採石法	有・無	
○	墓地・埋葬	有・無	
○	国土法	有・無	法第 23 条の 1 に基づく届出

(6) 交通路状況

3 道路計画

(1) 進入道路計画

(2) 道路法 24 条（道路管理者以外の者の行う工事）

(3) 道路法 32 条（道路の占用の許可） *参考（電柱・広告塔・上下水道管等その他道路の構造又は交通に支障を及ぼす工作物）

(4) 道路交通法 77 条（道路占用の許可）

4 給排水計画概要

(1) 給水計画

計画給水人口 人

計画日最大給水計画 %/日 人×400 □/人/日
(2) 雨水排水計画 (流量計算書)

(3) 汚水排水計画 (汚水排水計算書)
(下水道区域内にあつては施工予定年月)

(浄化槽は合併処理浄化槽)

5 ごみ処理計画

6 防災計画

7 塵芥処理計画

8 公園・緑地・広場計画

9 駐車場計画